市第35号議案

市民ギャラリーの指定管理者の指定 次のように市民ギャラリーの指定管理者を指定する。

令和3年9月10日提出

横浜市長 山 中 竹 春

名 称	指 :	定 管 理 者 名 称	指定の期間
横浜市民ギャラ	中区山下町2番	公益財団法人横浜市芸術文化	令和4年4月1日か
IJ <i>-</i>	地	振興財団/西田装美株式会社	ら令和9年3月31日
		共同事業体	まで
		代表者	
		公益財団法人横浜市芸術文化	
		振興財団	
		理事長 近 藤 誠 一	

提案理由

横浜市民ギャラリーの指定管理者を指定したいので、地方自治法 第244条の2第6項の規定により提案する。

参考

公益財団法人横浜市芸術文化振興財団 / 西田装美株式会 社 共同事業体の構成員

- 1 中区山下町2番地
 - 公益財団法人横浜市芸術文化振興財団

理事長 近 藤 誠 一

2 南区花之木町3丁目51番地の3

西田装美株式会社

代表取締役 若 林 省 吾 社 長

地方自治法 (抜粋)

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第 244 条の 2 (第1項から第5項まで省略)

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは 、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければ ならない。

(第7項から第11項まで省略)